富士見市国民保護計画原案における各機関・団体の役割

資料4

			四人不成計画が米にのいる古成民・四件ので	
編	章	ページ	役割(要旨)	市国民保護協議会を構成する関連機関・団体
	第1章 計画策定の目的	1	平素から国、県、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携し、市民の協力を得て、万全の体制を整備しておく。必要に応じて計画の変更を行う。	市
	第2章 計画策定の背 景·経緯	1	(略)	
第1編 総則	第3章 計画策定に当 たっての基本的な考え 方	2	本計画を策定する基本的な考え方 1. 国民保護措置実施体制の確立及び連携 2. 準備体制の充実 3. 情報の伝達と共有化の確保 4. 災害時要援護者の保護 5. 市民の自助・共助 6. 基本的人権の尊重、言論その他表現の自由の保障 7. 国民の権利利益の迅速な救済 8. 国際人道法の的確な実施の確保 9. 国民保護措置に従事する者等の安全確保	全ての機関・団体
	第4章 市の概況	3	(略)	
	第5章 国民保護の実施 体制	4	国民を保護するための措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していく。	全ての機関・団体
	第1章 迅速な初動体制 の確保	7	市は、迅速かつ的確な措置を実施するため、24時間対応できる体制を整備し、職員配備計画の作成、情報伝達手段の確保、交代要員の確保をめざす。	市
	第2章 警報、緊急通報 等の住民への周知		市は、サイレン、防災行政無線放送、広報車、町会・自主防災組織を経由した伝達、メールやホームページへの掲載等複数の方法で周知する。また、大規模事業所、集客施設、高層マンション等での周知方法、外国人への多言語広報等についてあらかじめ定めておく。	市、町会、消防団

_				
	第3章 避難の指示	9	市は、あらかじめモデル避難実施要領を作成し、交通手段、経路、避難の指示の周知方法、避難住民の誘導、関係職員の配置等について定めておく。	市、埼玉県、自衛隊、東入間警察署、消防 組合、東武鉄道、富士見医師会、町会、消 防団
	第4章 緊急物資の備蓄 等	20	市は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努める。市、市民、事業者がそれぞれ備蓄を充実し、物資の確保に努める。	市、町会
	第5章 緊急物資運送計 画の策定	21	市は、県があらかじめ定めた緊急物資運送候補路とネットワークを構築するため、緊急物資運送候補路を定める。	市、埼玉県
	第6章 医療体制の整備	23	多数の負傷者等の発生に備え、迅速な医療を実施するため、県 や緊急医療機関等の関係機関との密接な連携により、救護班の 編成、救護所の設置、傷病者の搬送等の体制を整備しておく。	市、埼玉県、消防組合、富士見医師会、消 防団
	第7章 生活関連等施設 の管理体制の充実	26	市は、浄水場などの国民生活に関連を有する施設や危険物を 扱う施設の管理に関する安全確保措置を実施する。	市、埼玉県、自衛隊、東入間警察署、消防 組合、消防団
	第8章 文化財保護対策 の準備	27	市は、市内の文化財の状況を把握し、保護措置のための連携 体制を整備する。	市、埼玉県
	第9章 研修の実施	27	市は、職員、消防団員、自主防災組織リーダーに対する国民保護措置に関する研修を行う。	市、町会、消防団
	第10章 訓練の実施等	28	市は、様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため国、 県、関係機関・団体と協力して、防災訓練との連携を図り実施す る。	全ての機関・団体
	第11章 市民との協力 関係の構築	29	消防団の充実・活性化、自主防災組織の育成、ボランティアの 受け入れ、市民の意識啓発や事業者との協力関係などの体制を 整備する。	市、埼玉県、町会、消防団
	第1章 実施体制の確保	31	事態認定前からの初動体制や市国民保護対策本部等の設置、 職員の参集と配備、関係機関、市民との連携体制を迅速に確立 する。	全ての機関・団体
	第2章 国民保護措置従 事者等の安全確保対策	40	市は、必要に応じて特殊標章等の交付要綱を作成して従事者に 交付し、安全確保のための情報を提供する。	市、消防組合、町会、消防団
	第3章 市民の避難措置	43	警報及び緊急通報の通知を受理し、市民への伝達、関係機関への通知等を迅速に行う。	市、埼玉県、自衛隊、東入間警察署、消防 組合、東武鉄道、町会、消防団

-				
第3編 武力 攻撃事態等 対処編	第4章 避難住民等の救 援措置	49	避難住民等の救援は、市と県が連携し、関係機関・団体の協力を得て、収容施設の供与、食料等必需品の供給、医療等の提供、被災者の安否情報の収集、捜索、救出、死体処理、被災住宅の応急修理や学用品の貸与、土砂の除去等の措置対応を行う。	全ての機関・団体
	第5章 武力攻撃災害 への対処措置	55	市長は、武力攻撃災害の未然防止や拡大防止により被害の最小限化を図るため、県、関係機関と情報を共有し、相互に連携して対処措置を行う。必要があるときは、退避の指示、警戒区域の設定を行う。	全ての機関・団体
	第6章 情報の収集・提 供	59	市は、被災情報の収集、県への報告、市民への情報提供を行う。また、町会、自主防災組織等の協力を得て、避難住民等の安否情報を収集整理し、県に報告する。この場合、個人情報保護に配慮し、安否情報の照会・回答にあたっては所定の手続きを行う。	市、埼玉県、町会
第4編 市民 生活の安定 編	第1章 物価安定のため の措置	62	市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置について市民に情報提供し、相談窓口の充実を図る。	市
	第2章 避難住民等の生 活安定措置	62	市教育委員会は、被災児童生徒の就学援助及び学校施設等の 応急復旧を実施する。市は、就労状況を把握し、雇用の確保に努 める。	市
	第3章 生活基盤等の確 保のための措置	62	市は、市が所管するライフライン施設の安全確保に努め、ライフ ライン事業者と連携し、安定供給の維持に努める。	市、東京電力、東武鉄道、大東ガス、NTT東 日本
	第4章 応急復旧措置の 実施	63	市は、その管理する施設及び設備に武力攻撃災害が発生したときは、応急復旧の措置を講じる。	市、埼玉県、東京電力、東武鉄道、大東ガス、NTT東日本
	第1章 損失補償	64	市は、他人の土地・建物等を一時使用し、若しくは収容した場合、当該処分によって通常生ずべき損失を補償する。	市
第5編 財政 上の措置編	第2章 損害補償	64	市は、その要請を受けて国民保護のための措置に協力した者が 負傷等したときは、損害賠償をする。	市
	第3章 被災者の公的徴 収金の減免等	64	市は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があるときは、法・条例の定めるところにより、税の減免等及び国民健康保険制度における医療費・保険料の減免等の措置を行う。	市

	第4章 国民保護措置に 要した費用の支弁	65	市は、国民保護措置の実施に要した費用で、市が支弁したものについては、国に対し負担金の請求を行う。	市
第6編 緊急 対処事態対 処編	第1章 想定する緊急対 処事態とその対処措置	00	市は、国及び県が想定する緊急対処事態を参考として、①多数の人が集合する施設に毒性物質が大量散布された事態と、②大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態の二つの事態を想定し、「富士見市緊急対処事態対応マニュアル」を策定する。	市